

別記様式

議 事 録

会議の名称	岩倉市行政経営プラン推進委員会会議
開催日時	令和３年７月２６日（月）午前９時から１２時まで
開催場所	岩倉市役所７階第２・第３委員会室
出席者 （欠席委員・説明者）	出席委員：岩崎委員、赤堀委員、川中委員、村上委員、河合委員、戸田委員、三輪委員、西川委員、久馬委員、河村委員 説明者：総務部長、行政課長、学校教育課長、生涯学習課長、福祉課長、協働安全課長、会計課長等
会議の議題	第２期岩倉市行政経営プラン行動計画の令和２年度実績報告及び５年間の総括について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☐ 会議の委員長の確認を得ている ☐ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（　　　　　　　　　　　）
会議に提出された資料の名称	（資料１）第２期岩倉市行政経営プラン （資料２）第２期岩倉市行政経営プラン行動計画 （令和２年度実績報告及び５年間の総括案） （資料３）令和３年度行政経営プラン推進委員会タイムスケジュール （資料４）第２期岩倉市行政経営プラン行動計画令和２年度実績報告及び５年間の総括に係る資料 （資料５）岩倉市行政経営プラン推進委員会条例 （資料６）第２期岩倉市行政経営プラン行動計画５年間の総括に係るシートの説明
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	０人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
1	総務部長あいさつ 行政経営プランについては第1期、第2期合わせて10年間実施してきた。第2期計画の5年分の取組も含めて審議していただく、行政経営プランについては、一旦区切りを付け、次は、総合計画の進捗を図る中で行政改革の取り組みについて評価していくこととなる。今回の行政経営プラン推進委員会で頂いた意見については、今後の行政改革にしっかりとつなげていきたいと考えているので、忌憚のない意見をお願いしたい。

2 委員長あいさつ

行政経営プランについて、単年度評価でなくてよかったと思う。この2年間で色々なことが起こり、新型コロナウイルス感染症の影響で行政活動も停滞した部分はある。今回、5年間の総括として評価に※を付した項目については、新型コロナウイルス感染症の影響があった項目ということである。そうした中で、単年度だけでなく、5年間の評価をしていくことは、次の行政改革の取り組みに向けた第一歩というところで非常に意義のあるところだと思っている。限られた時間ではあるが、次の行政改革の取り組みに向けて忌憚のない意見をいただきたい。

3 議事

学校教育課から資料に基づき下記について説明があった。

40 学校施設の安全性の向上と適切な維持管理

50 学校給食の配膳業務における民間活力の活用

53 小学校の水泳授業における民間活力の活用

委員長：3項目についての説明があった。意見や質問などはあるか。

委員：ナンバー40について、学校施設の安全性の向上とあるが、令和元年度及び令和2年度は岩倉市公共施設長寿命化計画に基づき施設点検を実施したとある。この項目と岩倉市公共施設長寿命化計画との関係はないのではないか。この項目は、学校施設に関する項目ではないのか。岩倉市公共施設長寿命化計画については、後ほど行政課が所管する項目にも記載があるにも関わらず、ここに記載する必要があるのか。次にナンバー50について、給食調理、配送、配膳業務を一括して民間委託したからといって、衛生管理を同じ水準とすることができたと言えるのか。しっかりした基準はあるのか。民間委託で全て同じ水準というのかわからない。また、ナンバー53について、5年間の総括による評価はA※となっているが、令和元年度から項目に上がっているのので、実績から見ると、令和元年度に試行的に実施できたというだけの結果である。評価理由には種々書いてあるが、関係がないのではないか。小学1、2年生だけに試行的にやっただけである。子どもの成長により指導方法も違うだろうし、実施していく中で出てくる問題もあると思う。

委員長：ナンバー40について言及された部分で、岩倉市公共施設長寿命化計画とはどういったものか、行政課から説明願いたい。

行政課：公共施設総合管理計画というものが長寿命化計画、再配置計画の上位計画としてある。長寿命化計画の一部として、学校施設だけの長寿命化計画を策定している関係で、他の公共施設も含めて点検を実施したという記載となっている。

委員長：公共施設総合管理計画という上位計画があり、その中に学校施設の長寿命化に関する個別計画がある。全体の長寿命化計画を作っておくことにより、そこに載っている施設の改修、長寿命化に関しては、補助金をもらえる仕組みだと思う。

委員：理屈は分かるが、個別の計画の実施についての項目に全体計画に関する事項を載せることに疑問がある。学校施設に絞ってやっている項目だと思う。全体計画に関する説明な

ら行政課が所管している別の項目でやればよく、ここに記載するのは中途半端ではないかと思う。

学校教育課：行政課の所管する公共施設の全体計画はあるが、学校施設はその中でも大きな部分を占め、金額面でも同様である。であるから別個に計画を策定しているし、いかにして安全性を向上させ、維持していくかを考えてこの行政経営プランにおける項目を設定した。

委員：上位計画に関することを記載する必要はないという話である。

委員長：計画に基づき実施するという部分に意味があるということである。

委員：これを取った方がすっきりするのでは。

総務部長：公共施設長寿命化計画は、どういう点検するのかについて、全ての施設を通じて基準、項目がある。それに基づいて点検したということが記載してある。

委員：そうであるならば取組内容や効果見込などに記載しておくべきである。令和元年度の計画から急に記載されていることが疑問であり、余分な記載であると思う。

総務部長：必要として記載している。

委員長：続いて、ナンバー50の給食に関する衛生管理を同じ水準で一貫して行うことができたという記載に関し、同じ水準という意味については。

学校教育課：平成28年度から今の学校給食センターで業務を開始している。給食に関する委託契約は、1回目は令和元年の7月まで、現行の委託契約は令和元年8月からのものである。そこから調理、配送の他に配膳業務に関する仕様を加えた。衛生に関する基準はもちろんあり、その上で1つの業者で食の安全に関する基準によって業務に当たっているということである。

委員：調理、配送、配膳では業務内容が異なる。衛生管理が同じ水準というのが疑問という話である。

学校教育課：同じ業者が統一した衛生管理をしているという記載である。

副委員長：調理と配送と配膳でそれぞれ守ってもらう遵守事項があって、それぞれ守った上で業務を実施していると思う。委員の意図は、その中身が分からないということである。それを理解して答えてもらわないといけない。衛生基準に関する一覧表のようなものはあるか。

委員：令和元年度の計画で、調理から配膳まで同じ衛生水準でとあり、その年度の実績や実施効果ですぐに行うことができたと書いてある。実施から1年、2年経ってからその効果として書くのはわかるが、実施してすぐを書くというのは分からない。

学校教育課：委託業者は岩倉市だけで調理、配送業務などを行っているものでなく、他でやっている実績に基づき、会社としての衛生管理を一定の基準をもって実施しているという事である。そうした基準を守れない業者には委託できないので、そう書いている。

委員：給食センターとしての衛生管理基準がある。それに基づいてやっているということである。岩倉市の衛生管理基準を契約の中で守ってもらっているということではどうか。

学校教育課：岩倉市独自ではないが、基準はある。

委員：調理、配送などで評価される項目は異なると思う。市としての基準があつて、それを守っているということで、同じ衛生管理をするわけではないということである。書きぶりの問題だと思う。

委員長：同じ水準という言葉よりも、むしろ、それぞれの段階での衛生管理基準を、令和元年に交渉権者となった業者と詰めていって、それを配膳までやることになったから、実績、実施効果として書いたということである。

委員：今まではどうだったのか。配膳に関して基準はなかったのか。

学校教育課：衛生管理に関する基準はあり、配膳員は市で直接雇用していた。業務委託をすることによって、統一的に衛生管理ができるようになったということである。

委員長：ナンバー53はどうか。試行段階でA評価はどうかということである。

学校教育課：この取組業務の目的としては、民間活力の活用ということで、民間委託ができたということの評価でAということである。試行ということだが、令和元年度の試行の内容を踏まえて、子ども達や保護者、教職員にアンケートもとって、実施の現場も職員で確認をして、業者の確認も行つて、その上で令和2年度に北小学校の全児童に対しても実施することを決定したということである。不安定な状況の中で、試行的な内容ではあるが、実際の内容を確認した上で目標に掲げた事項を実施できたということである。

委員：普通に考えれば、2、3年やれば問題点もいろいろと出てくると思う。あらかじめ委託する計画があつて、それに沿ってやっているだけのものにAはどうか。学年が上の小学生にもやらせて、他の小学校にも波及して初めてA評価ではないか。更に言えば、令和2年度の実績や実施効果に水泳事業を中止したとあり、これが実績とは思えない。民間活力の活用という取り組みに書くことではないのではないか。いずれにせよ、東小学校の1年生が試行的にやったことが本当に効果があつたということなのか。

委員長：第2期行政経営プランでの位置づけとしては民間活力の活用であり、それをやったということである。試行段階のものをA評価というのがどうかという意見で、令和3年度から実施するということを書くのもどうかという意見も分かる。とはいえ、民間活力を積極的に導入して、今後どうしていくかというのは今後の方針に書いてある。評価理由に令和3年度から実施するということを書くのはどうかと思うが、民間委託を実施できたというところでA評価ということだったと思う。

委員：A評価は分かるが、今後の方針の書き方として、問題点を探つて次に行こうという事に見えないということである。

委員長：児童や保護者、教職員からのアンケート結果で高い評価が出ているということなど、評価理由につながることを書いておく必要があるのではということである。

委員：書きぶりの問題だと思う。シートを見ると、令和2年度の実績は中止になったと見える。北小学校でもやるということを書いてあるが、この他の小学校でも拡大して実施することを検討したことが実績であり、北小学校でもやるというのが方針に書いてあるなら分かるが、水泳授業の中止を実績に書いてしまうと、分かりづらくなってしまう。

委員長：令和2年度の書き方について、計画には水泳授業の実施を書いたが、実績としては

水泳授業は中止した。ただ、他の小学校への拡大を検討したというのが実績という事である。

学校教育課：令和元年度に試行実績の成果を検証した結果、東小学校の全学年に導入することを決定した。そのことと、北小学校への拡大を実績として書くべきだった。令和2年度は、水泳授業は中止となったが、令和3年度において北小学校の全児童でも実施するという方針がはっきりしたということを実績のところに書いたということである。

委員長：計画があつて実績があるということは対応していないといけないと思う。令和元年度の書き方も含めて再検討して欲しい。

委員：ナンバー53だが、施設の更新ありきみたいな書き方になっている。水泳は、1、2年生でできない子は、そのままで続いてしまうということがある。今回保護者などから好評だったのは、そうした懸念に応えるものだったからではないか。せっかく民間活力の活用と書くのであれば、1、2年生に対してどれほど効果があったのか落とし込めると分かりやすい書き方になるのではないか。メンタル面や成長にとってよかったと書くと良いと思った。ナンバー40の学校施設のところだが、国庫補助の活用により市の財政負担を軽減することができたと書いているが、学校は避難場所になったり、国としても財政支出を前提としている施設だと思う。そうならば、市の財政負担を回避できたというのは書いていいのか疑問である。元々市の全負担となっていた場合で、国庫補助を活用できたなら書いていいと思う。効果額も、元々市が負担すべきだった額として算出できると思う。別に点検計画も見てみたが、きちんと書いてある。それなのに評価理由のところ、効率的かつ効果的な維持管理などと漠然とした書き方になっている。計画があれば進捗を出すことができるので、そこで評価すべきだったのではないか。計画どおりだとは思いますが、市民としての納得度が違うと思う。ナンバー50の給食のところだが、平成30年度の実施効果でプロポーザル方式で業者を決定したとあるが、調べたところ、応募は1社だったと思う。プロポーザルの評点は学校給食への理解度等の項目であった。もし1社だったら、評価した意味があったのか。契約更新のために必要なことであると思うが、衛生管理の水準の話ではないが、1社しか応募がないのであれば、業務の質を向上させることは難しいと思う。もし1社であれば、今後レベルを維持するための施策や、向上させるための施策というところで、複数業者が応募できるようにすると今後の方針に書くと分かりやすいと思う。衛生管理の水準は、極端な話、ウイルスの検出がされなくなったなどとしか書けないということだと思う。それよりも、今は残飯の量を量ることが多いと思う。給食の内容によって残飯の増減があれば、そのことで調理業務を評価できると思う。残飯の量の削減はSDGSの推進とも関連すると思う。

委員長：具体的な記載をということである。効果額や、長寿命化計画の進捗率などを出すと悲惨なものになると思う。行政課から後で説明があるが、とても大きい金額がかかる。学校施設だけでそういうものが出せれば良いと思う。残食量は量り始めて日が浅いから、残食量の増減を出せるのか分からないが、残食量が減っているというのは評価の基準になると思うので、盛り込めばよいと思う。

学校教育課：残食量については、調理方法もあるが、献立による影響が大きいと思う。カレー１つとっても辛いと残食量が多いといったこともある。色々な食材や行事食もあり、残食量も目安ではあるが、それだけにこだわることなく評価したい。長寿命化計画は概ね予定通りである。国庫補助は国が補助するのは当たり前というところだが、例えば南小の大規模改修は約３分の１の補助がある。残りは起債であり、大きい負担である。３億円かかるところに９千万円の補助があった。効果額というのは出すのは検討しなければならないが、国にお金をもらいながら実施をしていくというところである。

委員長：具体的な数字が入っていた方が市民にとっては分かりやすいということだろう。

委員：残食量は味付けに左右されるという話もあったが、同様の献立もある中で、味付けで残食量の多寡がありすぎるなら、同じ水準で給食を作っているのかという話にもなる。なので、残食量を量ることは大事だと思う。それと、公募で来た業者の状況についてはどうか。

学校教育課：民間委託については、プロポーザルの際に実施した応募希望者への説明会には１０社近い業者が来た。こちらから業務の実施内容を示した上で応募があったのが１社であった。今の業者ですつといくという訳ではなく、なるべく多くから応募してもらいたいと思うが、こちらが示す基準を実施できる業者から応募があるというところである。

委員長：行政は要求水準を示してプロポーザルをするが、それに応募したのが１社だったということ。実施期間中はモニタリングもして、そういったものも評価になってくると思う。今の指摘にあったところ、市民に向けた５年間の総括というところで、表現の仕方で、具体的な事業を展開できていないところに評価してしまっているところ、検討したということとははっきりと、具体的に書かないと理解しがたい部分が出てくるのではないかな。衛生基準等の分かりづらいものを再度検討して欲しい。

生涯学習課から資料に基づき下記について説明があった。

34 生涯学習センター及び総合体育文化センターの民間活力における施設利用の充実 46 民俗資料等のデータベース化と活用

委員：ナンバー34の生涯学習センターについては、講座を実施しているというイメージが強い。昨年の会議で、新型コロナウイルス感染症の影響で中止が多かった中で、委託料をどうするのかという話が出たときは、部屋の貸出しのキャンセル業務が大変という話だった。キャンセル業務しかやっていないということは市民に何も提供できていないということではないかと思ってしまった。市民プラザ等の近似施設においては、ズームを使った会議等をやっている。インターネットで講座を実施すると問題もあるかもしれないが、子ども向けオンライン講座では、受講希望者にはIDとパスワードが配付されて、希望者以外は見られないような措置がされている。資料の中に講座の受講実績があったが、感染拡大防止で定員を減らしている状況があり、受講できなかった人が多く出たと思う。オンライン講座なら受講できたのかと思う。高齢者に配慮するなら、高齢者は現場で、できる人はオンライン参加

でということもできると思う。コロナの影響も今後も続くことが想定される中、今後の方針においてもそういったことが書いてあるべきではないか。それができなかった指定管理団体のレベルに疑問を持つてしまう。

生涯学習課：令和2年度については、経験したことのない感染症拡大という中で、安全にというところで講座を中止したということである。ただ、感染症対策の経験を積む中で、工夫を凝らしながら、会議やイベントは開催できるものはしている状況である。オンラインとのハイブリッド講座についても意識はしている。

委員長：具体的に検討はしたのか。

生涯学習課：具体的に検討はしていないが、市と委託業者で必要性は共有していると考えている。現役世代を取り込みたいが、現実として高齢者の参加者も多く、バランスをとりながら事業を実施していきたい。

委員長：そうしたあり方も流れなので、検討していかななくてはならないと思う。

委員：高齢者ができないからということでやらないといつまでもやらない。子ども向けの講座もあり、行けなかったが、オンラインでやっていれば参加した。高齢者もICTの活用をしている状況もある。オンラインで参加したい層のことも考えるべきでないか。

委員長：あと10年もすると、小さいころからコンピュータを扱っていた人がシニアになる。子どもへのG I A Gスクール構想もそうだが、高齢者がコンピュータを活用できるようにすることも大事だと思う。10年経てば紙媒体はいらなくなる。ハイブリッドの講座についても、できるものはやっていかなくてはならないのではないかな。

副委員長：一つの取組として考えて欲しいのが、市民プラザと生涯学習センターの利活用について、市民プラザは登録団体がメインに使う。生涯学習センターは一般市民が使う。生涯学習センターは印刷機の貸出しを行っているが、市民プラザに行けば印刷機、製本機等の設備を登録団体は使える。基本的に市民プラザの設備は市民の登録団体が使える設備である。市外の人や団体はプラザへの登録はしていないのではないかな。そういうところだと、誰でも使える設備を、生涯学習センターにもそういった施設を置けないか検討して欲しい。

委員長：その他はどうか。

委員：市民プラザと生涯学習センターが別にある必要があるのか疑問である。市民プラザはウェブに強い団体がやっているイメージがある。生涯学習センターは講座開設に強い団体がやっているというイメージである。施設として共通しているところがあるなら、1つでいいのではないかな。それぞれの得意、不得意を活かすようにすればよいのではとも思う。

総務部長：市民プラザは施設に入っている市民活動支援センターの運営をしている団体が管理している。市民活動支援センターの業務は、公益的な市民活動の支援というところで、町内会のHP作成等をしていて、生涯学習センターとは役割が異なる

る。市民活動支援センターの運営をしている団体も市民団体だが、ウェブを中心として活動をしている。ノウハウを生涯学習センターで活用することも可能であると思うが、2施設では設置の目的が異なるということである。

委員長：市民が学びに行くというところでは同じだが、生涯学習センターは講座を用意して、そこに市民が学びに行くところで、市民活動支援センターは市民の学びを支援するようなところである。一緒にやれる部分もあると思う。今後検討して欲しい。民俗資料のところはどうか。今後の予定は。新型コロナウイルス感染症の影響で活動量が下がっては無いか。

生涯学習課：活動量は、基本的には1年で100点データ化するという事で民具研究会に委託しているところ、昨年度は40点に留まったが、今後も1年100点というペースでやっていきたい。

委員長：構成人員の高齢化も課題となっている。その中で行政がテコ入れする必要性もあると思う。

委員：ナンバー46のデータベース化で、HPの閲覧数の記載があるが、HPを見ているのが岩倉市民か疑問なところである。折角良いものを用意しているのであれば、小学校等で郷土の授業で使うとか、そういった活用方法があるように思う。

生涯学習課：データベース化がある程度進んできて、閲覧に関しては学生であるとか、学者が見ることも多い。地元の学校教育に活かすということも課題と捉えている。

委員長：そういった表現もしてほしいと思っている。

福祉課から資料に基づき下記について説明があった。

26 コミュニケーション支援の充実

委員長：具体的に、聴覚・言語障害のある人が希望した場合に、手話通訳者又は手話奉仕員がついていけるような体制はあるか。

福祉課：手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を実施している。申請があれば通院等について行く。必要な人には実施できている。

委員長：手話通訳者は増員に至らなかったという記載があるが、数値目標はあるか。

福祉課：目標はないが、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は市単独ではなく広域で実施し、人員を確保している状況である。

副委員長：この項目についても努力は必要で、手話通訳者等の高齢化も課題である。

若年者の参画を促すこともあるが、それでは限界があるので、IT機器の利用や貸出しも念頭において欲しい。

福祉課：県では、遠隔で手話通訳のサービスを実施している。当事者から市における実施について意見もあるので、検討していきたい。

委員長：他にはあるか。より一層の充実を図っていくべきところだと思う。ニーズには今のところ応えているとのことだったので、今後、IT機器についても、より積極的に取り入れる等検討して欲しい。

協働安全課から資料に基づき下記について説明があった。

29 市民プラザ及び市民活動支援センターにおける民間活力の活用

31 民間企業等との災害時応援協定の締結

43 業務システムの最適化

47 セキュリティレベルの向上

委員長：市民プラザの民間活力について、A評価で※が付いていないが、新型コロナウイルス感染症の影響は出なかったということか。

協働安全課：令和2年度も新型コロナウイルス感染症の関係で影響する部分はあったが、そういった状況下でも、オンラインの活用等、新しい形での市民活動支援をしていたので、その部分も併せて評価した。

委員長：先ほど、生涯学習センターの総括で、生涯学習の関係と市民活動支援センターで連携を図れないかと意見があったが、どう考えているか。

協働安全課：生涯学習センターは指定管理が運営しており、市民プラザは業務委託で運営している。その違いも大きい。ただ、登録している団体は共通する部分も多いので、連携をとれる部分は連携できるように模索していくが必要があると思っている。

委員長：業務委託と指定管理の違いは、どういったものか。

協働安全課：指定管理者は自分たちで決定し、事業を実施できるが、業務委託は仕様の中で決まっている、委託をした業務しかできないという部分がある。管理はあくまでも市になるので、そういった部分で難しいところもある。

委員長：協働安全課から業務の一環として生涯学習センターと連携しろとは言えるか。

協働安全課：3年毎に契約しているが、次の委託契約の更新の際に仕様に盛り込むかについて検討できると思う。

委員：生涯学習センターの総括の際にも思ったが、市民プラザと実施している内容が重なる部分があり、2つの課で施設を分けて実施しているところに疑問があり、同じ施設でできないかとも思った。もう一つが、市民プラザはオンラインを活用しており、生涯学習センターは新型コロナウイルス感染症の影響で講座が中止になり、キャンセル対応をしていたということで、今後もオンライン対応をしないものと思った。利用している団体が似ているということ、2重に施設の管理料等をかける必要があるのかと思ってしまった。

委員長：生涯学習と市民活動と向いている方向性は異なるが、同じ市民の活動を支援するという面では同じかもしれない。2施設が分割している積極的な意味とは。

協働安全課：生涯学習センターは主に生涯学習講座の実施を行い、対象は個別の市民。市民プラザは、市民が対象であることには変わらないが、主の目的としては公益的活動をしようとする市民の支援をする中間組織というところが両施設の大きな違いだと思う。積極的な支援をするというのが市民活動支援センターの本旨であるので、新型コロナウイルス感染症の影響があったとしてもオンラインを活用してやれる範囲で支援しているということである。生涯学習センターとの大きな違いが、個別の市民を対象としているのか団体を対象かというところである。

委員：実施内容の違いという部分は意味があると思うが、市が法人として契約するところを1本にすると効率化するとも思うし、建物としても1本化できるような気がする。

委員：生涯学習センターや市民プラザを貸してもらっているが、キャパシティがいっぱいで、1つにすると使えない団体が多くなると思う。市民プラザの印刷機等の貸出しについては、施設の管理コストの低い市民プラザでないと、印刷機の貸出しに対するコストが大きくなると思う。施設の性質上、両方を同一の業者に委託すると、市として動かしにくい部分はでてきてしまうと思う。できるとしたら両施設間の情報交換のようなやりかたはあるのかもしれないと思う。

委員長：新型コロナウイルス感染症の影響で講座をやめるということよりも、今後、講座をオンラインとのハイブリッドでやるような時に市民プラザも協力して実施するというような協力関係を構築できないかという意見だったと思う。

協働安全課：例として、令和3年度に男女共同参画をテーマに生涯学習センターで生涯学習講座をするが、その講座は、東京の講師をオンラインで招聘してズームを介して生涯学習講座を実施する。アカウントは市民活動支援センターのものを使用する。システムに対しての技術的な準備をクリアできれば、生涯学習講座もオンラインでできると思う。技術的には、令和2年度において、市民活動支援センターで多くの講座をズームを利用して開催したので、そのノウハウを活用すれば、実現可能のように思う。

委員長：どこかに意見として、5年間の総括として、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、そういったオンラインの活用をしてもよいということを書いてもいいかと思う。

委員：BCPについて、新型コロナウイルス感染症に対するBCPは作ったのか。

協働安全課：情報に関するBCPでは、新型コロナウイルス感染症を意識して作ったわけではないか、インシデント発生時の業務の継続について作成した。

委員：新型コロナウイルスについても今までの業務継続計画の範囲でできるのか。

協働安全課：災害時のBCPは感染症を踏まえたものではないが、避難所対策であれば、間仕切りテントを購入する等、避難所を開設する中で感染症対策を行っていくということもあるので、あえてBCPの中では感染症を踏まえたものとはなっていない。

委員：BCPは風水害、地震等に対応するものとして作成されているが、今回、感染症という新しいリスクが生じた。そういった中で、リモートワーク等の対策が出てきている。BCPというのも常に見直していかなくてはならない。そういった見直しについて今後も実施するということを記載するべきではないか。

委員長：民間の事業所における新型コロナウイルス感染症を鑑みたBCPの状況はどうか。

委員：地震、水害ならあるが、感染症はない。

委員：同様である。

委員：去年の今頃は新型コロナウイルス感染症の影響に対応するべく必死だった。リモートワーク等も今では少なくなってきた、昨年の経験が生かされていないとも思う。より強い感染症の影響を企図したものを考えないといけないとも思う。

委員長：新型コロナウイルス感染症の影響で、働き方は大きく変わった。民間企業は大きく進んでいると思うが、どうか。

委員：2年くらい前から働き方改革を進めているが、今は、事務系の部署はリモートワーク等をしながらやっている。

委員長：会議システムの導入等については、スムーズに導入できているのか。或いは、個人のスキルアップの支援は。

委員：システムはこの1年くらいで整ってきた。

委員：工場等の職場はできないが、間接部門や人事部門については実施している。

委員：今回の新型コロナウイルス感染症での経験を踏まえてどう切り替えていくということをBCPとして作っていかないといけない。今後の感染症対策については、職員が出てこなくても行政サービスができるようにする必要があると思う。先ほどの講座等におけるオンラインの活用についても同じ話である。活用のアドバイスという話でなく、こういう時にはオンラインといったような市としての基準が必要で、そうすれば所管課により実施できない等といったことはなくなる。

協働安全課：意見はそのとおりのと思う。感染症対策を通じてBCPとして必要な対策が分かった部分があるので、内容の検討は必要のように思う。

委員長：働き方の話も含めて、ポストコロナの対策は考えていかなければならないと思う。市役所のテレワークはどうか。

協働安全課：テレワークは今年の2月からスタートしている。市長を始め職員はテレワークを活用している。ただし、できる業務とできない業務がある。内部的な事務処理はできるが、証明の発行、相談業務には使えないので、限定的な活用ではあるが、引き続き活用していきたい。

委員長：情報を外に持ち出せないという大きな壁があること、BCPの本来であるところの自然災害で必要なのは人の力である。そう考えると、人の配置というのがBCPの基本的な部分になってしまう。自治体DXとBCPの折り合いがつかない部分と思う。ただ、働き方改革としてICTの積極的導入は必要である。

委員：テレワークの導入に当たって、個人情報の持ち出しはできないのかということと、また、外部からの市のシステムへのアクセスについてセキュリティをどうしたのか。

協働安全課：持ち出すパソコンはハードディスクがない機器である。単純に言えばデータの保存がそのパソコンにできない。自宅で印刷等もできない。データを持ち出すことや、紛失のリスクには対策している。セキュリティについてはインターネット経由としているが、仮想上の画面構成における操作なので、データの通信から何か漏れるということはない。

副委員長：災害時応援協定について、令和2年度の推進委員会の意見でタクシー会社との協定についてはどうなったか。参考資料との51件の協定について、直ぐに発効できるのか。

協働安全課：無線を活用したタクシー事業者との協定については、実際に被害情報が来たことはないが、大規模災害を予期したものである。震度5弱の災害を想定している。他の協定においても毎年4月に担当者と連絡を取り合い、協定について発効できる体制を構築している。

委員長：熱海の件でもそうだが、ドローン等を使うと災害状況はよくわかる。ドローンを使うという協定もあるが、その会社には全国から依頼が殺到する。災害時に即時にやってもらえるかは疑問である。市として消防がドローンを持つのかということもある。市が独自に持つておかなければならない部分と協定を頼ることができるという部分はあるということである。

会計課から資料に基づき下記について説明があった。

20 支給物品等の消耗品購入費の削減

委員：評価理由の支給物品については、職員のコスト意識の醸成を図ることができたところがあるが、意識を図ることができたかは分からないものと思う。要求が多くなった年の方が多い、必要なものが増えている年が多いように思える

会計課：支給物品は、5年間を見ると増えた年も減った年もある。コスト意識の醸成を図ることができたということの指標はないが、無駄な利用がないかどうか目を光らせて、量が多い要求には代替の提案などを実施し、指導を継続していることから、そういった書き方になっている。

委員：ペーパーレス化については、実績はあるか。

会計課：会計課主導でペーパーレス化の働きかけはできないが、最近だと、秘書企画課の人事の部分で、職員の給与明細が電子化し、メールでの配付にした。紙の必要性が薄い人という人がいたので、そうした措置としている。この経営プランでのペーパーレスというものはコピー用紙の削減等を指しており、電子化等とは異なると思う。紙で作ることが必要となっている冊子もあり、法律上紙でやる必要がある

業務もある。システムを変えられるところは変えて、そうでないところはそのままということである。

委員：評価がCで、今後の方針も同じように職員の意識改革待ち、ペーパーレスも研究中で、次期計画においても同じ結果となりかねない懸念がある。今後の方針としては弱くないか。極論は原則支給しないというようなことにしない限り、ずっと意識変革待ちになってしまうように思う。

会計課：支給物品については、毎月システムで管理している。そこで支給の可否を判断している。そこで、担当レベルだが、毎月支給する必要性はないとの考えで、例えば3箇月に1度とか、そういった形でも良いと考えている。文房具も官給品で良いのかという疑問があり、支給の必要性から考え直していきたいと考えている。

委員：事務用品についても今の人は自分のこだわりで使うような人も多い。支給の必要性も踏まえないと減らないということである。

副委員長：参考まで、例えば、議会事務局でパソコンやタブレットを活用して、議案書はタブレット配付すれば廃止できるとかの考えはあるか。実際に紙の議案書等を渡すと2重ではないか。

総務部長：議会の方からタブレットを整備してほしいという要望があり、その一環としてのペーパーレスというところであるが、議会だけでなく、市全体で実現しないといけない部分であり、その一つとして議会におけるペーパーレスというところである。ペーパーレスについては、昨年度、全国的な流れとして申請書等の押印廃止を実施した結果、9割以上の様式から廃止でき、ペーパーレス化は進みやすい状況となっているので、推進していきたい。

副委員長：ペーパーレス化等の取り組み等について検討してほしい。